

# 首都圏テストマーケティング等実施業務 仕様書

## 1 委託業務名

令和4年度 経商産振委第1号 首都圏テストマーケティング等実施業務

## 2 委託業務の目的

本業務は、静岡県中部5市2町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）（以下、「中部5市2町」という。）の事業者が、首都圏における商品販売（テストマーケティング）を通じて、消費者ニーズ等の情報収集を行うとともに、それらの情報を活かした商品改良につながるアドバイス等を受け、今後の首都圏での販路拡大等につなげることを目的とする。

## 3 委託期間

委託契約締結日から令和5年3月15日まで

## 4 委託業務の内容

本事業に参加する中部5市2町の事業者（以下「出品者」という。）が、首都圏における商品販売（テストマーケティング）を通じて、消費者ニーズ等の情報収集及びそれらの情報を活かした商品改良につながるアドバイス等を受け、今後の首都圏での販路拡大等につなげるため、中部5市2町の地域資源を生かした商品を対象に実施することとする。

### (1) セミナー・募集業務

中部5市2町と協力して出品者を募集し、商品選定前にセミナーを実施する。なおセミナーに関しては②③をまとめて1回で行うことも可能とする。

#### ①プレセミナー説明業務

委託者主催のプレセミナーにて事業説明を行い、広報協力を行うこと。

#### ②商品提案に係るセミナー

マーケティング先で必要とされる商材をバイヤー等から紹介し、マーケットインでの商品提案を目指す。

#### ③売り場見学セミナー

実際の売り場を見学し、出品者が売り場にあった商材の提案を行えるようにする。売り場に関しては（2）で実施する店舗と類似する客層の店舗を1店舗とする。

### (2) テストマーケティング業務

（1）で参加した出品者から商材を募集し、その応募の中から販売する商品を選定するとともに、小売業等を営む店舗内の商品棚の一角に、商品販売（テストマーケティング）を行うスペースを確保し、当該商品販売スペースを有する店舗事業者と協力して、出品者の商品を販売する。なお（1）に参加していない出品者事の商品に関しては、委託者と協議の上、出品を可能とする。

#### ①販売する商品の選定等

出品者の商材の中から審査により商品を選定し、取引条件や納品の調整等を実施するとともに、下記（３）のコンサルタント業務につなげるため、事業開始前に出品者と面談を行い、本事業を通じて解決したい課題等の整理を行う。

## ②商品販売の実施

### ア 商品販売スペースの設置場所

東京都 23 区内のうち、銀座、有楽町、日本橋等、地方にも知名度の高い山手線駅周辺エリア又はそれらに類する知名度の高いエリアに立地する店舗内を基本とする。

### イ 出店期間

令和 4 年 5 月から 10 月までの間の 2 か月間以上とする。

### ウ 店舗数

富裕層向け店舗(客単価 5,000 円以上) 1 店舗以上

一般層向け店舗(客単価 1,000 円以上) 1 店舗以上

### エ 取扱商品数／必要面積

出品者 25 社以上、合計 50 商品以上取扱うこととし、店舗内での想定必要面積としては、各 10 ㎡以上とする。また 1 社あたりの商品数は 3 品までを上限とし、それ以上の取扱いは本委託には含めない。

### オ 商品販売について

納品・陳列から販売、撤去までの商品販売に係る一連を実施し、実施に当たっては、当該商品販売スペースを有する店舗事業者と調整を行うこと。

### カ 売上情報等の収集

商品販売を通じ、POS 情報や消費者からのヒアリング等、商品に対する消費者の声を収集する。

### キ その他

複数店舗の販売場所を確保できる受託者は、商品の特性等に応じて販売場所を分けることを可能とする。

## ③対象商品

ア 富裕層向け店舗 お茶を中心とし、その他お茶に関する商品でも可とする。

一般層向け店舗 地域の特色を活かした食品、SDGs の観点で開発された商品とする。

イ 前年度に取扱った商品については、原則として取扱わないこととする。

ただし、前年度事業で得られたフィードバック意見に対する改善、改良等を実施した商品、前年度出品者で一般層向け店舗テストマーケティングのみ参加希望する出品者については、この限りではないこととする。

## (3) 商品改良のためのコンサルティング業務

出品者及び商品の課題を把握するとともに、商品販売によって得られた POS 情報等を活用し、出品者に対して、商品改良の提案及び首都圏での販路拡大等につながる事業展開アドバイス等の課題解決に向けたコンサルタント業務を実施する。

### ①出品者及び商品の課題把握

出品者及び商品が抱える課題を把握するために、商品シート作成等のタイミングで出品者と

面談等を実施し、事業を進行する。

②出品者に対するアドバイス等の実施

商品販売等を通じて収集した情報等を基に、出品者に対し、商品改良の提案及び首都圏での販路拡大等につながる事業展開アドバイス等を実施する。

③その他

テストマーケティング後のコンサルティングについて、経商産振委第2号首都圏商談会業務にも参加する事業者がいる場合、首都圏商談会業務受託者と情報共有しながら実施すること。

(4) マーケティング実施後のパッケージデザイン補助

テストマーケティング実施後に店舗からのフィードバックを受けてパッケージデザインの変更を行う事業者をサポートを行う。

① (2)の商品販売実施後、実施店舗からのフィードバックでパッケージデザインの変更アドバイスがあり、事業者が希望した場合、デザイン料の補助を行う。

② 金 額 1社あたり7万円上限(総費用の2/3上限)

③ 社 数 5社

④ 対象事業者 小規模事業者

(製造業その他業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者及び個人事業主)

⑤ その他 対象事業者については委託者と協議の上、決定すること。

(5) 事業実施状況の報告

委託業務期間中の2カ月に一度、事業実施状況の報告を行うこと。

## 5 業務実施に当たっての補足事項

(1) ターゲット層及び出品者の要件

①商品販売(テストマーケティング)においてターゲットとする消費者層

健康やスローフードに関心の高い首都圏在住の30代から60代をメインターゲットとし、日常生活に使用する商品に対して価値を求める20代から50代の単身者についてもターゲットとして想定する。

②出品者の要件

本事業の出品者については、中部5市2町に事業本拠地(本社又は本店)を持つ事業者とし、以下のいずれかの要件を満たす事業者とする。

ア 中部5市2町の圏域又は各市町の地域のイメージができる商品を有する者。

イ 自治体の認証制度等により、認証対象となっている商品を有する者。

(2) 出品者が負担する経費及びその他条件

①出品者が負担する経費

ア 販売委託手数料(販売時に店舗が手数料として徴収する利益相当額。)

詳細については、以下の出品商品の取扱条件表を想定するが、実施にあたっては受託者が事前に市と調整すること。

なお、出品者が有利となる変更(対象商品の賞味期限の下限を短縮すること、販売委託手数料等の割合を減少させること)については、発注者との協議を必要とせず、発注者への通知に

より変更できることとする。

また、仕入方式による商品取扱を行う場合には、出品者の募集の際に明示すること。

商品の保管温度	賞味期限	販売委託手数料	備考
常温	3カ月以上	30%以内	

イ イベントの実施に協力するための費用（旅費、サンプル費用を含む）

ウ その他費用（商品改良に向けた研究費、販路拡大に向けた研修会への旅費等）

## ②その他条件

ア イベントの実施を想定して、法令順守できるよう店舗事業者との協力体制を築くこと。

イ 参加事業者に対し、食品衛生法の基準に沿った製造に必要な許可を有しているか確認を怠らないこと。

ウ 食中毒等の事故が発生した場合や販売上のトラブル等が発生した場合、または顧客から苦情があった場合は、受託者が責任をもって出品者とともに対応にあたり、その内容を報告すること。

エ 個人情報保護法（平成15年法律第57号）及び静岡市個人情報保護条例（平成15年静岡市条例第5号）を遵守するなど、個人情報の管理には十分留意すること。

## 6 事業実施に当たっての業務分担について

4（1）商品販売（テストマーケティング）業務を実施するに当たっては、委託者である静岡市をはじめとする中部5市2町、受託者及び出品者それぞれの業務分担については、次ページに記載のとおりとする。

なお、定めのない事項については受託者が行うことを想定しているため、受託者は業務開始時に業務分担を基にした、全体作業スケジュールを作成し発注者による確認を受けること。

## 7 再委託について

委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、以下の業務を委託する場合及びその他特別な理由がある場合で、あらかじめ本市の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

○ 商品販売（テストマーケティング）の実施業務のうち下記の業務

- ・商品販売スペースの設置
- ・商品の販売
- ・商品販売を通じた売上情報の収集
- ・上記に付随する業務

事業実施に当たっての業務分担

手順		担当			備考
		静岡市 (中部5市2町)	出品者	受託者	
出品者の募集	企画事業案の作成			○	
	商品募集チラシ等の作成			○	チラシ、HP案の作成
	案内・募集	○		○	中部5市2町のHPを活用し、募集
	応募		○		
	応募の受付			○	出品者の申込相談等の対応を含む
販売する商品の選定等	選定シートの取りまとめ			○	記入不足の項目の聞き取りを含む
	審査に必要なサンプル商品を用意		○	○	サンプル商品は出品者から無償提供とする。
	取引条件等の確認		○	○	
	審査	(○) ※1		○	店舗バイヤーによる審査を実施すること
	諸条件確認・最終確定	(○) ※1		○	
商品販売	納品・陳列			○	店舗と協力し実施すること 店舗への商品配送費用は受託者が負担すること。
	販売（販売企画）			○	商品導入時に販売スタッフ向けの研修を実施
	イベント企画運営		(○) ※2	○	必要に応じて、出品者の協力を得ながら実施すること
	販売データ収集・整理			○	
	売場移動・撤去			○	
販売後	販売実績報告・共有			○	
	通知・フィードバック	(○) ※1		○	フィードバック内容については発注者と協議すること。

※1 発注者は、作成された内容の確認及び修正の指示を行います。

※2 出品者との協議、調整は受託者の責任で行い、出品者の同意を得てイベント等を実施すること。